

令和6年9月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会の概要

日時 令和6年10月11日（金） 開会 午前10時
閉会 午前11時44分

場所 第3委員会室

出席委員 藤井健志委員長
横川雅也副委員長
栄寛美委員、尾花瑛仁委員、阿左美健司委員、日下部伸三委員、
渡辺大委員、田村琢実委員、野本怜子委員、白根大輔委員、
橋詰昌児委員、松坂喜浩委員

説明者 [企画財政部]
中山貴洋企画財政部長、中村克地域経営局長、
関根章雄財政課長、村井秀成計画調整課長、田中秀幸地域政策課長
[総務部]
若松孝治税務局長、岩崎正史税務課長
[県民生活部]
鈴木淳子共助社会づくり課長、大久保忠弘防犯交通安全課長
[危機管理防災部]
黒澤努危機管理課長
[福祉部]
小野祐一高齢者福祉課副課長、黒澤万里子こども政策課長、
友田尚武こども支援課副課長、
[保健医療部]
植竹淳二健康長寿課長、藤原海人医療整備課副課長
[産業労働部]
松澤純一観光課長、下村修産業人材育成課長
岡野秀以産業労働政策課副課長、塚本英樹雇用労働課副課長、
田中舞多様な働き方推進課副課長
[農林部]
宮坂一農業政策課副課長
[都市整備部]
山田暁子住宅課長
[警察本部]
草野恵正生活安全総務課長

会議に付した事件

地方財源の確保対策について
地方創生・SDGsの推進について

栄委員

- 1 地方財源の確保対策について伺う。国のこども未来戦略に基づく子育て施策の対応など、今後も社会保障関連経費は増加が見込まれていくと思われる。資料2の「地方財政の課題」においても、本県の社会保障関連経費は年々増加傾向が見て取れる。平成30年度と比較して29%増加という状況になっている。一般財源総額確保はしっかりと国に要望していくべきと思うが、県としては歳入歳出のギャップにどのように対応していくのか県の考えを伺う。
- 2 資料4「埼玉版SDGsの推進」について、埼玉県SDGs官民連携プラットフォームでは、特定の分野におけるテーマを会員間で検討する分科会が設置されている。それで今年度から、サーキュラーエコノミー推進分科会とカーボンニュートラル推進分科会が設置されたということである。両分科会が新規で設置されたが、どのような活動を行っているのか、また、この分科会の中でどのような効果が期待されているのかその点についてお聞かせ願いたい。

財政課長

- 1 歳入と歳出のギャップをどのように埋めていくかということであるが、歳入と歳出の両面から、あらゆる徹底的な見直しが必要だと考えている。まず、歳入面であるが、県税収入の確保をしっかりやることが重要だと思っている。その上で、例えば、未利用資産の売却、貸付けであるとか、国庫支出金の更なる獲得、あるいはネーミングライツの導入であるとか、企業版ふるさと納税の活用や寄附金の確保などを行って、あらゆる手法で、財源の確保に努めていく必要があると考えている。歳出面においては、EBPMの考え方に基づく事業レビューを引き続き行い、個別の事業の徹底的な検証・見直し、また、例えば、国と市町村の役割分担であるとか、当初予定されていた終期を迎えた事業などについては、しっかりと見直しなり廃止をしていくということが大事だと思っている。歳入歳出の両面から取組を進め、ギャップを埋めて持続可能な財政運営を行っていきたいと考えている。

計画調整課長

- 2 サーキュラーエコノミー推進分科会では、7月にキックオフイベントを開催している。会員の先進的な取組事例の共有や、会員同士のマッチングの機会を提供するなど、会員の取組を支援することで、県内企業等による環境と経済の両立を目指すものである。カーボンニュートラル推進分科会では、脱炭素に関する経営セミナーを開催し、最新動向の紹介であるとか、企業の交流の場を提供するなど、県内中小企業等のカーボンニュートラル実現に向けた、取組や自発的な環境投資の促進に向けて活動をしていくもので、そういった方向を目指すものである。

栄委員

2点目のSDGsに関連した部分について再度伺うが、分科会の中での取組状況については確認できた。そうした中で、こちらの企業団体向けの施策ということであり、このSDGsの取組をしている企業・団体に対して、やはり更に意欲を高めていただくであるとか、例えばインセンティブとなるようなものを与えて、助成金だとか、何かしらこのインセンティブが働くような動機付けをして、質の高い取組につなげていただくことがよりい

いのかなと思っている。また、そうした既存の取組も深めていただくということも非常に重要な視点と思うが、そうした中で県としてSDGsの更なる進化に向けてどのような方策を考えているのか。

計画調整課長

埼玉県のSDGs官民連携プラットフォームに御参加いただく企業名等については、分科会において、ほかの企業や、県の組織などと共にSDGsの取組を推進していただくことができる。また、シンポジウムのお知らせであったりメールマガジンにおける、情報提供を受けることや、毎年度末に開催される成果報告会へ御参加いただき、ほかの分科会メンバーや、知事と交流することができる。また、自らSDGsに取り組む企業を登録するパートナー登録制度に御参加いただいた場合については、県から登録証の付与であるとか、パートナー専用のロゴマークの使用が可能となるとともに、県のホームページやSDGsアプリであるエスキューブなどで御紹介をして、登録企業等のイメージ向上や、制度融資等での優遇措置が受けられている。今後もそういったインセンティブ、モチベーションが上がるような取組を検討していく。

尾花委員

- 1 資料2の「3 これまでの取組・今後の対応」について、税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築に向けて3県をはじめ他の都道府県とも連携しながら国に働き掛けを行っていくということで、一般質問でも知事が答弁しているが、地方対大都市の文脈に埋もれないように一般論を超えて戦略的に動くべきであると指摘をしたところである。例えば、影響額のところにもある特別法人事業譲与税の際は埼玉県が1番得をしたと言われるように、実質的にはやはり税制改正とは勝ち負けという概念があると思う。偏在が少なく安定的な税源を求める際も、実際は具体的な税目や配分、清算の基準に何をを用いるかによって県の影響は変わるので、いざ検討が始まったときに議論が有利な方向に導けるように、どの税目、どんな基準で地方に配分して、代わりにどの税目を国に差し出すかが本県にとって良いかということはシミュレーションしておく必要があるのではないかと、要望の前段として思うけれども、これに関しての考えを伺う。
- 2 同じく資料2の3の2「今後の対応」の、他県連携での要望に関して、法附則9条に基づき調査分析をしたと記載があるが、この調査分析に関してというのは法の規定上明確にいつの段階で何をやるかということが明記されているのか、あるいは、実際どういうことが想定されてるのか。
- 3 資料3について、基本指標の検証結果で8指標中の6指標が目標を達成するなど一定の成果は見られるが、KPIを見ると、令和5年度、コロナ禍で制限された経済活動が本格的に再開されたにもかかわらず、半数以上が目標未達成となっている。現戦略の最終年度として、各指標達成に向けて県としてどう取り組んでいくのか。
- 4 基本目標3の合計特殊出生率について、これも地域間比較の指標として適切ではないという話が出ている。地方の場合、若年層の流入で分母が増えるので、これを策定した時期には全国的にも話題になっておらず、自分も全くその認識が当時はなかったが、ここ10年で見えてきたところだと思うので、それを考えて見つめ直すべきである。実はそもそも、基本目標2で県内への人の流れが設定されているため、断定はできないが、何か伸びると合計特殊出生率は下がってしまう可能性がある。この辺りの相関も改めて考えるべきではないか。
- 5 同じく基本目標3の達成度も73.1%達成となっているが、出生率自体が、割り算し

て73%達成っていう言い方が正しいのかとも思う。これは少し抽象的な質問であるが、国でも固定的価値観の押し付けにならないようにということで目標が落ちている状況で、この指標を県としてどう捉えているのか、あるいは代替の指標を準備してやっていくのかという考えが今の段階であれば伺いたい。

税務課長

- 1 税目のシミュレーションについては、本県としては、Eコマースの進展等により、特定の自治体に地方法人税収が偏在している現状を改善するために、国において適切な偏在是正措置を講じるように要望しているところであり、例えば、この法人事業税が現状では3割ということになっているが、この現行の3割という割合を引き上げるといような措置も考えられ得ると思う。いずれにしても、特別法人事業税の法律に基づいて、国が望ましい偏在是正措置を講じるべきと考えている。また都道府県の中で、地方でも様々な考え方や立場があるので、これらを勘案すると、やはり国において検討すべきと考えている。
- 2 法律には、附則で、政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするという文言があるのみであり、明記はされていない。

計画調整課長

- 3 本戦略については、開始年度である令和2年度から3年間にわたって、未曾有のコロナ禍を乗り越えることを余儀なくされたものである。令和5年5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが5類相当に移行し、対面活動などの事業活動の再開や強化が可能になったものの、コロナ禍の落ち込みからの全面的な回復基調には至っていないところである。一方、デジタル関連では、本戦略のKPIである県行政手続のオンライン利用率が、令和4年度は目標未達成であったが、全庁的なDXの取組を推進した結果、令和5年度は目標を達成するなど、明るい材料も見られているところである。現戦略の最終年度である今年度は有識者会議の意見にもしっかり耳を傾け目標達成に向けて、全庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えている。
- 4 基本目標2と基本目標3で、相関関係をどう考えているのかという点については、資料2の基本目標1から4については、国の戦略の柱立てにならって策定しているが、確かに本県独自の状況も考えられるので、そういったところの考え方については、今後次期戦略策定する中で十分に検討したい。

こども政策課長

- 5 合計特殊出生率については、これまで国の総合戦略などの希望出生率の考えを踏まえる形で、本県もまち・ひと・しごと創生総合戦略などにおいて、少子化対策の指標としてきた。結婚や出産はあくまで個人の自由な意思によるものであるが、県としては、県民の希望出生率、すなわち県民の結婚や子育ての希望が実現した場合の出生率を実現することを目指して、これまでも指標としている。委員からも指摘があり国でも考え方が変わってきているというところであるが、従前、少子化社会対策大綱において、希望出生率1.8の実現を目標として掲げていたところ、令和5年12月に、少子化社会対策大綱に代わって策定されたこども大綱では、出生率を目標値として定めていない。現在策定作業中の都道府県こども計画においても、合計特殊出生率の指標としての取扱いにつ

いて、御指摘のあった代替の指標も含めて検討している。

尾花委員

資料3について、国の戦略に倣った柱立てだったので県としても、これからの在り方を考えるとのことだが、県としての在り方の考え方を、もう少しちょっと踏み込んでいただきたいところである。日本の場合、少子化対策が歴史的に取組不足があった中で、特に地方創生のときは、これは経済政策の文脈でやったことが適切だったのかを検証していく必要があると思うので、個人の希望をかなえていく結果として出生率を上げていくというような話に、国会の答弁等もなっている。しかし、国としての在り方と、地方自治体としての在り方は違いが出てくるので、目標が無軌道にならないよう、市町村に対して範を示す意味でも、県としてしっかり目標設定していく必要があると思うので、もう少し細かく方向性が決まっていれば伺いたいが、回答できるか。

計画調整課長

御指摘も踏まえながら、次期戦略につなげていきたい。

橋詰委員

- 1 臨時財政対策債発行可能額の配分方法の問題点ということで、ずっと言われ続けていることであるが、今回県としては交渉した結果、10.1%から9.6%に減少したということであるが、まだそれでも高いという認識もあるのだと思うが、この辺は具体的にどのように改善されたのか。また、これでいいと判断してはいないと思うが、更に何か、交渉するしかないと思うが、具体的に何か進める方針があるのか。
- 2 資料4のSDGsの件で、先ほど企業の話が出たが、個人のところでエスキューブとか、イベントとか様々やられてるという中で、認知度については県政サポーターアンケートでSDGsに既に取り組んでいる県民の割合が43.2%まで上がっているとのことである。しかし、まだ少し低いと思う。あと、実質動けるのが5年の中で、やはり今、この時点の数字としてどうなのかというのは少しある。多分これは聞き方の問題もあって、SDGsと何か声高々にいうことではなくて本当に普段からできるようなこと、食品ロスで取り組むだとか、防災対策に取り組むこと、それはもうSDGsに貢献してるんだよということを示していく必要があると思う。そのために今、アプリ等作成しているが、まだまだ普及してないのかなと思うので、もっと簡単というか、分かりやすい例示もしていくことも必要だと思う。そのような取組について、どのように行っているのか。また、この43%という評価をどうされてるのか。実際、目標としてどこまで進めていきたいのか。100%だと思うのであるが、具体的に年度の中でどう進めていくかということについて、お聞かせ願いたい。

財政課長

- 1 どのように配分割合が改善されたのかということであるが、割合としては、10.1%から9.6%になった。具体的にどのような計算でこうなっているかということ、臨財債については各地方団体の基準財政需要額と収入額の差、これが財源不足額になるが、その財源不足額に、全国の財源不足に占める臨財債のシェアを乗じて、臨財債の配分額をそれぞれ出すが、そのあとで、財政力の高い団体を割増しする補正係数というのがかかる形になっており、この補正係数が、令和5年度は、ちょっと細かい数字だが、3.2032であったところ、令和6年度の算定においては3.0652ということで、若干

改善され、本県への配分割合が少し少なくなったという形になっている。それと今後の話であるが、やはり、要望を続けていくことが1番肝要だと思っており、本県独自の要望のみならず、9都県市であるとか、全国知事会などのあらゆる機会を通じて要望を続けていきたい。

計画調整課長

2 SDGsの取組の評価であるが、こちらについては、委員お話のとおり、徐々に向上しているものの、まだ過半数に満たないということで、十分とは言い切れない状況である。県としては、今もできる範囲で一生懸命取り組んでいるが、今後について、県民の皆様が自分事として捉えて取り組むというのが大事だと考えているところである。こちらのエスキューブはアプリの方で、それぞれ1日、こういった取組ができるかそういうコンテンツもあるので、更に広めていくとか、バーチャル埼玉などでSDGsのブースを設け、そこで周知していくなど、そういった形で、具体的に何%というのはないが、更なる周知に努めてまいりたいと考えている。

橋詰委員

臨財債の件もずっとやるしかなく、お願いしたい。最後にSDGsの件であるが、先ほど、様々な機会を通じてということがあり、継続していただきたいが、具体的に言うと市町村でも様々な取組を行っている中で、SDGsという言葉自体が、高齢者の方には受け入れがたいというか、少し壁がある。自治会単位などで気軽にできるようなことであるということを、県としての働き掛けをしていただきたいと思いますと思うがどうか。

計画調整課長

スマートフォンを高齢者が使いやすいかという問題はあるが、エスキューブが分かりやすいアプリという形になっているので、今年度は市町村にも働き掛けをしており、市町村の広報に掲載する等広く見てもらえる形にできないかということで、今年度は取り組んでいる。そういったところも含めて周知、啓発に取り組んでいく。

野本委員

- 1 独自財源として、全国から集められるふるさと納税の役割も大きい。返礼品目当てではなく、被災地支援としての寄附や、用途を具体的にプロジェクト化したクラウドファンディング型の寄附が他県で増えているようだが、本県でもそうした社会的意義を訴えるようなふるさと納税の取組の状況に関してはどうか。
- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の1に県内における雇用を創出するとあるが、県内雇用者の創出数を伸ばすことが、個人住民税や地方法人税双方の税収確保につながる。ここを今後どのように伸ばしていくのか。
- 3 県の職業訓練による人材育成数、埼玉しごとセンターを活用した旧就職者数、若年者向け就業支援による就職確認者数、これらがいずれも目標値を下回っている。人手不足で売り手市場になり、民間の就職支援が充実してきたことなどが理由となっているが、この状況はどう捉えているのか。
- 4 多様な働き方実践企業の認定数について、未更新企業数が増加したとの検証結果が出ているようであるが、理由は何か。
- 5 重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上となってしまう割合が11%となっており、目標値からは大きく乖離している。救急車の出動件数も増えており、現場

は救急事案に集中してもらうためには、ほかの自治体が導入した救急車の有料化も一つの方法だと思うが、これについて県はどう考えているのか。

財政課長

1 本県においては、個人版のふるさと納税を活用したいいわゆるクラウドファンディングに該当するものとして、彩の国みどりの基金であるとか、教育環境整備基金など、六つの基金に対する寄附を、ふるさと納税サイトを通じて募っている。このような社会的意義や本県の施策の趣旨をアピールするクラウドファンディングは大変意義のあることだと思っており、現在内部で対象事業の充実について検討をしているところである。ただ、一方で事業拡大していった場合に、どのような取組にクラウドファンディングを導入するのがふさわしいのか、あるいは予算計上をどのようにするのか、その執行をどうするのか等、整理をしなければいけない課題が幾つかある。それを今整理して、拡大に向けて検討をしているところである。

産業労働政策課副課長

2 県内雇用者の創出を伸ばすためには、雇用の担い手となる企業が増加するとともに、成長していただくことが大変重要である。このため県では、DXの推進や、新たな産業の育成、企業誘致などにより、企業の生産性の向上と付加価値の創出に取り組んでいる。DXの推進については、経済団体や支援機関と連携し、埼玉県DX推進支援ネットワークにより、企業の取組のステージに応じた支援を進めている。また企業誘致については、市町村と連携し、企業ニーズに「ワンストップ」、「クイックレスポンス」、「オーダーメイド」で対応している。さらに、原材料価格が高騰する中でも企業が適正な利益を確保できるよう、価格転嫁の円滑化についても、大変重要な取組であるので、産・官・金・労で連携した取組を進めている。

産業人材育成課長

3 県の職業訓練による人材育成数の指標は、仕事を探している求職者向けの訓練と、現在仕事をしている方向けのスキルアップの講習を受けた方の累計値を計上している。人手不足により企業の採用意欲も高いため、職業訓練を経ずに就職していくという方も多くいらっしゃるようであると、ハローワークから聞いている。そのため、県としては、例えば初心者向けのものでは3か月ぐらいの訓練とし、あるいはより応用的なものを学べるもので2年間の訓練とするなど、受講する対象者の状況やレベルに応じて期間等を選べるようにしている。民間の教育訓練機関に委託して行っている訓練もあり、こちらは介護やIT系の講座を毎月20講座程度行っており、訓練を受けるタイミングを求職者の状況に合わせてたり、託児サービス付きの講座も用意している。また、仕事をしている方向けの講習として、IT技術の向上や資格取得の支援の内容などで、令和6年度は207講座を開講している。対面の講座だけではなくオンラインの講習も実施するとともに、設定する曜日も、土曜日や日曜日、夜間ということで、受講者の利便性を図っている。結果的に目標に達成していないため、今後も県民のニーズに応えられるよう、講座の設定について工夫し、広報にも力を入れていきたい。

雇用労働課副課長

3 3点目の質問のうち、埼玉しごとセンターを活用した就職者数、若年者向け就業支援による、就職確認者数の指標に関してお答えする。状況については、現在、企業の手

不足による売り手市場で就職しやすい状況環境になっていると考えている。このため求職者の方の中には、民間事業者を利用して就職をされる方も多いと考えている。民間事業者の求人には条件の良いものも多いと思われるが、求職者の倍率も高いといったことや、全ての求職者の方が職を見つけられるわけではないということも考えており、県の埼玉しごとセンターであるとか、国のハローワークなどの公的サービスについては、こうした方々のセーフティネットになるものと考えている。また、無料で求人登録できる仕組みについては、人手不足に悩む求人企業には欠かせないものであると考えている。埼玉しごとセンターの利用者の方については、若者からミドルシニアまで幅広い世代にわたっており、求職者の抱える課題も様々である。そこで同センターでは、求職者の一人一人のニーズに合わせ、様々なセミナーを開催している。セミナーについては入門編・応用編があり、入門編であれば、就職活動基本セミナーであるとか、応用編であればキャリアビジョンの描き方がある。このほか、対象者別にも行っており、若者向け、ミドル向け、シニア向けなど、属性に応じたセミナーを開催している。開催方法についても、対面、遠隔地から参加可能なオンライン、両者を併用したハイブリットの三つを用意している。引き続き、利用者の方の利便性が高まるように取り組んでいきたい。

多様な働き方推進課副課長

- 4 更新をちゅうちょする理由として、更新手続の煩雑さなどもあると聞いている。こうした声を踏まえ、現行制度の簡素化、効率化を検討し、事業者がいつでもどこからでも申請や更新手続が行えるようにオンラインシステムの構築を準備している。また、認定のメリットをあまり感じられないという声も聞いている。令和6年度は新たに物品等の県入札参加資格においても、多様な働き方実践企業の認定を取得していると審査の際に加点措置を受けられるようになった。こうした取組により、認定制度をより魅力的にするとともに、PRに努めていきたい。

医療整備課副課長

- 5 救急車の有料化については、大きな病院に救急搬送され、緊急性が認められなかった場合に、病院が患者から選定療養費という診療報酬で徴収するものとなっている。選定療養費の考え方としては、軽症の救急搬送を抑制するというものではなく、初期の診療は地域の病院、高度専門医療は大きな病院でという医療機関の機能分担を目的としたものである。ほかの自治体の取組について情報収集しながら、注視していきたいと考えている。

野本委員

公的な就職支援をしているため、セーフティネットとしての機能があるというのはもっともであると思うし、民間のリスクリングは非常に高いので公のところがやるべきということはあると思うが、やはりニーズを正確に把握していくことが非常に大事だと思うので、企業側からの、このようなリスクリングを行ってほしいという声も拾っていただきたいと思うがどうか。

産業人材育成課長

在職者の訓練を行っているため、当然企業のニーズを聞きながら行ったりとか、あるいはオーダーメイドという形の講習も用意しており、企業の要望に応じて内容を設定していくということも、今後も引き続き行っていきたい。

白根委員

資料2の税収の確保、地方税の関係だが、そもそも論として、地方税源の偏在の是正は必要だとは思うが、法人事業税はそもそも都道府県の自主財源だったものが、現在は約3割を国が集めて、譲与税化して再配分するという仕組みになっており、そもそもこの仕組みが地方自治の趣旨に反するのではないかと思う。交付税措置で再配分するのであれば、このような状況は生まれないのではないか。特に、例示されているEコマースによる東京都への集中は、恐らくこれからもっと集中してきてしまう。地方法人税収の偏在の現状で、資料2には住民一人当たりの法人関係税額が埼玉県は東京都との格差が2.8倍とあるが、東京都に本社を置く会社の法人住民税の方が高いわけで、これが広がっていくのは当たり前だと考えており、東京都としても、なぜ我々の税金が持って行かれるのかという言い分となる。地方税であるにもかかわらず、なぜ法人事業税を国が一度召し上げるのか理解に苦しむところがあり、この点について御説明願う。

税務課長

特別法人事業税譲与税制度により、一定程度税源の偏在是正措置が講じられていると考えている。特別法人事業税は委員の御指摘のとおり国税ということになるが、税収の全額を譲与税特別会計というものに入れ、譲与税としては客観的な基準に基づいて全額再配分するため、実質的には地方財源であることは明確であるので、地方分権に反するものではないと考えている。また、例えば、この法人事業税の3割という現行のこの譲与の割合を引き上げるなどの仕組みが考えられるとは思うが、いずれにしても、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条にもあるとおり、国において調査分析をした上で、所要の措置を講ずるということが重要であると考えている。

阿左美委員

- 1 資料1に物価等の上昇トレンドが継続することを前提とした財政運営が求められると記載があり、そのとおりだと思うが、具体的にはどのようなことが求められているのか。例えば、歳入・歳出が今後およそどのようになると予測していくのか。
- 2 資料3参考資料の指標に「④ 幅の広い歩道の整備延長」があるが、幅を広くしなくてもよい場所もあるし、面積を広く確保しようとしたことによって、例えば商店街で事業を営んでいる高齢の方が、その幅の歩道ができるならそれをきっかけにやめてしまおうなどといったことが発生すると、新しいひとの流れをつくるという基本目標とは逆の作用になってしまうこともある。この点についてどのように考えているのか。

財政課長

- 1 具体的に何%歳出が上がるなどの数字は今のところ持ち合わせていない。物価高騰が進むと、県が購入する備品や、県が委託をする積算の根拠となる人件費等が上がるため、当然、何らかの見直しを行わないと、予算編成が大変厳しくなることが容易に想定される。そのため、歳入・歳出をあらゆる観点から見直しを行うということが必要になる。一方で、物価が上昇して適切な価格転嫁が進んだり、賃金が上昇してよいインフレが動き出すと、県税収入の増加につながるという効果も期待できるため、歳出の削減のみならず、歳入の増についてもしっかりと目を配って予算編成を進めていきたい。

計画調整課長

2 幅の広い歩道の整備箇所については、歩道のない未就学児の移動経路や、通学路であったり、市街地における都市計画道路などで整備を進めているところである。市街地における都市計画道路等においては、電柱や電線により、風光明媚な自然景観や、歴史的な町並みの良好な景観が阻害されているために、景観形成及び観光振興の観点や防災面からも、無電柱化を合わせた幅広歩道の整備を推進している。例えば、現在秩父市内で整備を進めている都市計画道路中央通り線、本町・中町工区においては、地元住民の方の意見を伺った上で、景観に配慮した平板ブロックを歩道に採用するなど、沿道の町並みと調和する良好な景観形成を図れるような整備を進めている。また市においても、道路整備と連携して、建築物等の色彩や素材などに関する基準を定めた上で、基準を満たした修繕工事等には補助金を交付するなど、地域に残る歴史的な町並みを残すための取組を実施していると伺っている。今後も、道路整備に際しては地元の方の意見を丁寧に聞きながら進めていく。

阿左美委員

価格転嫁後はだんだん税収が増えることもあるだろうが、資料に記載のある賃金の部分で言うと、最低賃金が大体年に3%か4%ずつ上がっていくということがある。しかし、賃金のデータはほかにもいろいろな指標があって、民間給与実態統計調査では、2020年から21年で平均給与が2.7%伸びたりであるとか、毎月勤労調査だと令和2年から令和5年で給与総額が6.4%増えてるであるとか、いろんなデータの取り方によって、指標が変わってくる。物価上昇をするトレンドではあるが、都合のいいデータを取り上げたり、都合の悪いデータは目をつぶって指標を設定すること等が懸念される。そういったことに気を付けていく等の考えはあるのか。

財政課長

御指摘のとおり、様々な切り口からのデータがあるので、一方的なデータであるとか、一部分のデータだけであると、誤った判断をするおそれもある。できる限り多面的なデータを集めて、いろんな観点から考えて議論をしてそれぞれの政策を決定していきたい。

渡辺委員

まち・ひと・しごと創生総合戦略の参考資料3ページ目、基本目標4の中のKPI一つ目、特別養護老人ホームの整備で、介護職員数について目標に対する到達度が目標達成となっておらず課題であると思うが、これに対して想定している取組は何かあるのか。

高齢者福祉課副課長

入所希望者がまだ6,600人ほどいるため、そういった課題が表れている。特養整備であるので、県の高齢者支援計画に基づいて、まずは計画的に特養の整備を進める。空きベッドを抱えている特養もあるので、空きベッドの解消について、一つずつ丁寧に指導を進めている。介護職員数については、なり手がなかなか介護の世界に入っていないところがある。その原因の一つとして、処遇の問題が大きいと考えている。処遇の改善については、国が設計している介護報酬によるところがあり、県としては、高い専門性を持つ介護職員の方がそれにふさわしい賃金を得られるように、毎年国に要望を続けている。介護報酬、処遇改善加算が必要であるので、その処遇改善加算をしっかりと行っていたらけるように、専門家を事業所に派遣したりであるとか、あるいは、処遇改善加算の基準だ

とか、加算の申請の方法を解説した動画を配信したりしてで、処遇改善加算の取得の支援に努めている。

松坂委員

- 1 資料3の基本目標1「県内における安定した雇用を創出する」について、就業率の目標率に対する到達度は101.3%という数字が出ているが、当該年度の目標値61.4%の設定について、定年延長の年齢の延長や雇用形態の変化などが大きくなってきている中、この目標数値は妥当なものなのか。個人的には、数値はもう少し上がるのではないかと考えている。
- 2 基本目標3のうち、「③ 保育士数」について、目標値に対する到達度、105.6%と数字としては記されているが、県内の東南部や西北部などの地域偏在はたくさんあるだろうと思っている。また様々なニーズに対して充足されていないという観点から、31,323人という目標値も妥当なものなのか、認識を確認したい。

雇用労働課副課長

- 1 こちらの指標は新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を目指すために、コロナ禍前の直近値である。令和元年度の本県の就業率61.7%を5か年計画の目標値として、これと整合を図るために、戦略では令和6年度に61.5%を達成することを目標値として設定した。また、就業率については、就業者数を15歳以上の人口で割ったものである。本県では、就業者数は令和2年を除いて前年を上回りながら令和5年に最大となっており、15歳以上の人口についても毎年増加している状況にある。このため、現状値である62.2%を基に、引き続き就業率の維持向上に取り組んでいく。

こども支援課副課長

- 2 保育士数の目標については、市町村の地域のニーズを踏まえて算出したものであり、目標自体は妥当であると考えている。地域偏在やニーズに対して充足されていないという状況はあるかと思う。特に、埼玉県南部の自治体では、東京都の特別区と公定価格の地域区分に大きな差があるため、東京都に保育人材が流出しているのが現状である。そのため、保育の公定価格については、国に対して強く働き掛けていくとともに、保育士の確保は喫緊の課題と考えている。今後も地域の状況やニーズについて市町村や保育団体と意見交換しながら取組を進めたい。

日下部委員

地方税の状況について、地方議員として活動していると、東京都の一人勝ちだという感じがする。新井一徳議員が一般質問で質問したこともあるが、東京都との行政サービスの格差は課題である。国への要望では、もう一步踏み込んで、特別法人事業税の割合を3割から4割に上げるのも一つの手法とは思っている。また例えば、東京都のみ法人住民税の税率を引き上げないと、東京への集中は止まらないと考える。意見や賛否は出ると思うが、東京都は法人税そのものが高くないと、東京都への集中が止まらないと考える。一方で、そこまで踏み込んで要望するのはどうかなとも思うが、御見解を伺う。

税務課長

法人住民税について、市町村は法人市民税で県は法人県民税ということになるが、全国一律の税率であるので、この変更は難しいと考えている。

日下部委員

申し上げたのは、全国一律のところを、東京は法人住民税が高いとしないと、法人の東京への集中が止まらないのではないかということである。東京都は第一子の保育料の無償化等もあるため、更に格差が拡大する。東京都とその周りの自治体の行政サービスの差が生じ、大きな問題だと認識している。その認識も含めて御答弁をお願いする。国に要望するときに、国税部分の税率についても言うべきではないかということである。

企画財政部長

国税である法人税を、東京都だけ税率を上げるという御趣旨であるが、現行の税法上はそのような制度にはできない。日本においては、狭い国土の中で、企業活動を行っているわけであるから、東京都だけ法人税を例えば50%にして、それ以外のところは例えば30%とするというようなことは、現状はできないという認識である。

日下部委員

それは、法改正をすればできるという認識でよいのか。

企画財政部長

それは国会において議論されるべきであり、私の立場で答弁は差し控える。